

京都市職員共済組合公告第3号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成20年4月30日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

第37条の次に次の一条を加える。

(資金の繰入れ)

第37条の2 平成20年度における地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の規定により定款で定める金額は、次に掲げる経理の区分について、当該掲げる金額とする。

長期経理 2,151円

附則中第6項を削る。

附 則

この変更は、公布の日から施行する。

(総務局人事部厚生課)